

I 第2次農業振興計画の 策定にあたって

(1) 策定の趣旨

本市では、平成14年に「八千代市農業振興計画」を策定し、変化する経済・社会環境に対応できる効率的な都市型農業の確立と同時に、市民に親しまれる潤いのある農業の育成を目的として、様々な施策を展開し、農業の発展に努めてきました。

同計画の策定から15年以上が経過し、農業を取り巻く環境は、農業従事者^{※1}の高齢化・担い手の不足、耕作放棄地^{※2}の増加など大変厳しい状況にあります。一方で、新鮮で安全な農産物の供給のみならず、農業体験の場や災害時の避難場所の提供等の多面的機能^{※3}が評価され、都市農業^{※4}・都市農地^{※5}の保全に対する都市住民の意識が高まっています。

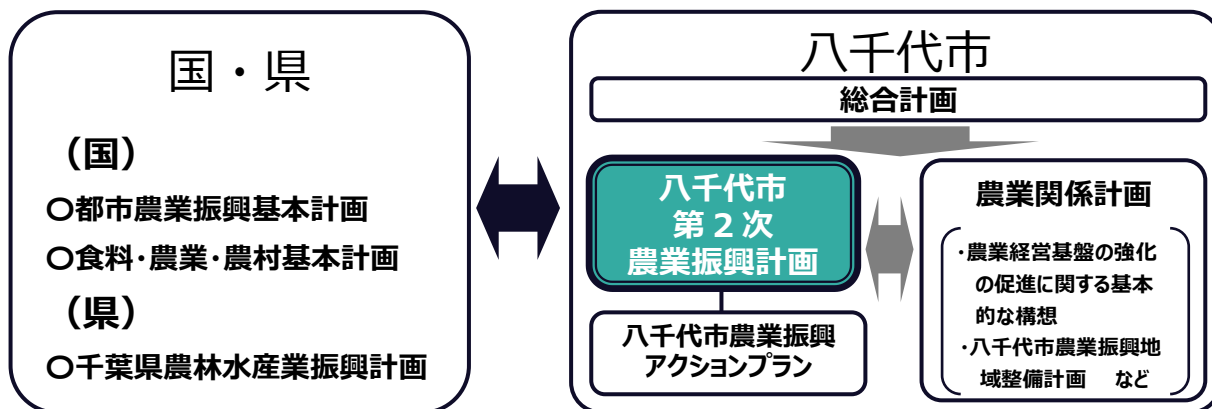
こうした中、国においては、平成27年4月に施行された都市農業振興基本法^{※6}に基づいて都市農業振興基本計画^{※7}を策定し、これまで「宅地化すべきもの」とされていた都市農地を、「都市にあるべきもの」と明確に位置づけ、必要な施策の方向性を示しました。また、国民全体の取組の指針として策定した食料・農業・農村基本計画を見直し、総合的かつ計画的に施策を推進しようとしています。このような流れを受け、行政はもとより、農業者、市民、団体がそれぞれの役割を担い、お互い協力・連携して農業振興を進めて行くことが求められています。

以上を踏まえ、本市の農業振興を進めていくための指針として、「八千代市第2次農業振興計画」を策定しました。

-
- ※1 農業従事者・・・15歳以上の世帯員で年間1日以上自営農業に従事した者。
 - ※2 耕作放棄地・・・以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。
 - ※3 農業・農村の有する多面的機能・・・国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。
 - ※4 都市農業・・・市街地及びその周辺の地域において行われる農業。消費地に近いという利点を生かした新鮮な農産物の供給や農業体験の場の提供、災害に備えたオープンスペースの確保、やすらぎや潤いといった緑地空間の提供など、多様な役割を果たしている。
 - ※5 都市農地・・・市街化区域内にある農地。
 - ※6 都市農業振興基本法・・・都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、平成27年に制定された法律。
 - ※7 都市農業振興基本計画・・・都市農業振興基本法に基づき、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために国が定める基本計画。

(2) 計画の位置づけ

八千代市第2次農業振興計画は、市政運営の中長期的指針である総合計画に基づく計画とします。本計画は、国、県が策定した農業振興に関する計画や、本市の他の関係計画と連携して推進するものです。併せて、本計画を、都市農業振興基本法に基づく都市農業の振興に関する計画として位置づけます。



(3) 計画期間

計画の対象期間は、令和3（2021）年度から令和22（2040）年度までの20年間とし、おおむね10年を経過した段階で計画の見直しについて検討するものとします。また、計画期間内であっても著しい社会経済情勢等の変化や市民ニーズへの対応を考慮して、必要に応じて見直すものとします。

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
八千代市第2次農業振興計画	計画期間										見直し検討									

(4) 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、関係団体、市民等で構成する八千代市農業振興計画策定検討委員会において、意見を聴取するとともに、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴取しました。また、八千代市産業振興審議会において審議を行いました。